

提案条例説明資料

**平成29年12月
浜田市議会定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 59 号
2	題名	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業の規定が改められたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 非常勤職員に係る育児休業の期間の変更</p> <p>非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として次に掲げる場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする。</p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合</p> <p>(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合</p> <p>2 再度の育児休業をすることができる特別の事情等の明確化</p> <p>再度の育児休業をすることができる特別の事情等として、これまで運用により「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めていたものを、明文化する。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 60 号																				
2	題名	浜田市有料駐車場条例の一部を改正する条例																				
3	目的・理由	浜田駅前広場整備事業の実施により、浜田市駅前駐車場を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。																				
4	概要	<p>1 駐車場の名称及び位置を定める第 2 条から次の駐車場を削る。</p> <p>(1) 名称 浜田市駅前駐車場</p> <p>(2) 位置 浜田市浅井町 64 番地 17</p> <p>2 利用料金について定める別表から次の駐車場を削る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">駅前駐車場</td> <td rowspan="5">普通駐車</td> <td>利用開始から 30 分以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>利用開始から 30 分を超え 1 時間以内</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>利用開始から 1 時間を超え 4 時間以内の 30 分当たり</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>利用開始から 4 時間を超えた後の 1 時間当たり</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>24 時間当たり</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>定期駐車</td> <td>1 月当たり</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			名称	利用区分	利用料金の上限額	駅前駐車場	普通駐車	利用開始から 30 分以内	無料	利用開始から 30 分を超え 1 時間以内	100 円	利用開始から 1 時間を超え 4 時間以内の 30 分当たり	100 円	利用開始から 4 時間を超えた後の 1 時間当たり	100 円	24 時間当たり	1,600 円	定期駐車	1 月当たり	10,000 円
名称	利用区分	利用料金の上限額																				
駅前駐車場	普通駐車	利用開始から 30 分以内	無料																			
		利用開始から 30 分を超え 1 時間以内	100 円																			
		利用開始から 1 時間を超え 4 時間以内の 30 分当たり	100 円																			
		利用開始から 4 時間を超えた後の 1 時間当たり	100 円																			
		24 時間当たり	1,600 円																			
	定期駐車	1 月当たり	10,000 円																			
5	施行期日等	平成 30 年 2 月 1 日																				
6	備考	<p>1 平成 30 年度中に、民間事業者が同敷地内に立体駐車場を建設する予定です。</p> <p>2 立体駐車場が完成するまでの間は、民間事業者が近隣に代替駐車場を設ける予定です。</p>																				

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 61 号
2	題名	浜田市駐輪場条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田駅前広場整備事業の実施により、浜田市駐輪場を廃止することに伴い、当該駐輪場の設置及び管理について定める条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市駐輪場条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市駐輪場 (2) 位置 浜田市浅井町 64 番地 17 (3) 建設年度 平成 13 年度
5	施行期日等	平成 30 年 2 月 1 日
6	備考	1 平成 30 年度中に、民間事業者が同敷地内に駐輪場の機能を有する立体駐車場を建設する予定です。 2 立体駐車場が完成するまでの間は、民間事業者が近隣に代替駐輪場を設ける予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 62 号
2	題名	浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市第 1 期公共施設再配置実施計画に基づき、平成 30 年 3 月末をもって浜田市やさかやすらぎの家を民間譲渡することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	やすらぎの家の名称、位置及び定員を定める第 2 条の表から次の施設を削る。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市やさかやすらぎの家 (2) 位置 浜田市弥栄町木都賀イ 530 番地 1 (3) 定員 6 人 (4) 建設年度 平成 18 年度
5	施行期日等	平成 30 年 4 月 1 日
6	備考	浜田市やさかやすらぎの家の建物は、現指定管理者（社会福祉法人弥栄福祉会）に無償譲渡する予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 63 号
2	題名	浜田市農村広場施設条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市第 1 期公共施設再配置実施計画に基づき、平成 30 年 3 月末をもって浜田市農村広場を地元団体に貸与することに伴い、当該広場の設置及び管理について定める条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市農村広場施設条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市農村広場 (2) 位置 浜田市内村町 468 番地
5	施行期日等	平成 30 年 4 月 1 日
6	備考	1 浜田市農村広場は、美川地区まちづくりネットワークに無償貸与する予定です。 2 無償貸与後の維持管理については、美川地区まちづくりネットワークが行います。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第64号
2	題名	浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（促進区域）における事業の実施を支援するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	促進区域内において、承認地域経済牽引事業計画に従って、主務大臣の確認を受けた事業のための施設のうち総務省令で定めるものを設置した場合には、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はその敷地である土地の固定資産税をこれが課されることとなった年度から3箇年度について免除する。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 65 号
2	題名	浜田市営地域定住住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	平成 6 年度に建設された城北住宅 2 号棟及び城北住宅 3 号棟を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 地域定住住宅の設置について定める別表第 1 から次の住宅を削る。</p> <p>(1) 城北住宅 2 号棟</p> <p>ア 所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 811 番地 22</p> <p>イ 構造 木造平家建</p> <p>ウ 建設年度 平成 6 年度</p> <p>エ 戸数 1 戸</p> <p>(2) 城北住宅 3 号棟</p> <p>ア 所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 811 番地 11</p> <p>イ 構造 木造 2 階建</p> <p>ウ 建設年度 平成 6 年度</p> <p>エ 戸数 1 戸</p> <p>2 家賃について定める別表第 2 から次の住宅を削る。</p> <p>(1) 城北住宅 2 号棟</p> <p>家賃月額 23,000 円</p> <p>(2) 城北住宅 3 号棟</p> <p>家賃月額 23,000 円</p>
5	施行期日等	平成 30 年 2 月 1 日
6	備考	用途廃止後の施設は、城北住宅 2 号棟については入札による譲渡を、城北住宅 3 号棟については随意契約による入居者への譲渡をする予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 66 号
2	題名	浜田市水道給水条例
3	目的・理由	浜田市簡易水道事業を浜田市水道事業に統合すること及び水道料金の改定を行うことに伴い、条例の全部を改正するものです。
4	概要	<p>1 給水装置の工事の施行（第 7 条） 管理者又は指定給水装置工事事業者</p> <p>2 給水（第 13 条から第 25 条まで）</p> <p>(1) 給水量の計量 給水量は、市の水道メーターにより計量する。</p> <p>(2) メーターの貸与及び保管 水道メーターは、管理者が設置して、水道使用者等に保管させる。</p> <p>3 料金（第 27 条） 料金は、基本料金と従量料金との合計額とする。</p> <p>4 料金の徴収方法（第 31 条） 料金は、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により、メーター点検日の翌月の末日までに徴収する。</p> <p>5 加入金（第 32 条） 給水装置の新設又は改造をしようとする者は、加入金を納付しなければならない。</p> <p>6 手数料（第 33 条） 指定給水装置工事事業者の指定、給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査並びに管理者が給水装置工事の設計をするときは、手数料を徴収する。</p> <p>7 給水の停止（第 38 条） 工事費、修繕費、料金、加入金又は手数料を指定期限内までに納入しないとき等は、給水を停止することができる。</p>

		<p>8 過料（第 45 条）</p> <p>管理者の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者等に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p>
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>2 浜田市簡易水道給水条例の廃止</p> <p>3 浜田市簡易水道給水条例の廃止に伴う経過措置</p> <p>(1) 施行日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、旧簡易水道給水区域にあつては、廃止前簡易水道給水条例の料金等の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>(2) 施行日の前日までに、廃止前簡易水道給水条例の規定によりなされた処分等は、改正後水道給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>(3) 旧簡易水道給水区域において、施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお廃止前簡易水道給水条例の例による。</p> <p>4 浜田市水道給水条例の全部改正に伴う経過措置</p> <p>施行日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、旧水道給水区域にあつては、改正前水道給水条例の料金等の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>5 料金の特例</p> <p>平成 30 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間、料金の特例として、料金改定に伴う激変緩和措置を設ける。</p> <p>6 浜田市簡易水道事業の統合に伴う関係条例の整備</p> <p>(1) 浜田市附属機関設置条例の一部改正</p> <p>(2) 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>(3) 浜田市特別会計条例の一部改正</p> <p>(4) 浜田市公共下水道使用料条例の一部改正</p> <p>(5) 浜田市集落排水処理施設使用料条例の一部改正</p> <p>(6) 浜田市個別浄化槽条例の一部改正</p> <p>(7) 浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正</p>

		(8) 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正
--	--	--

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 67 号	
2	題名	弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例	
3	目的・理由	払下げ可能期間の経過した弥栄村営若者定住化住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。	
4	概要	若者定住化住宅の位置及び棟数を定める別表から次の住宅を削る。	
		位 置	棟 数
		弥栄町木都賀イ 821 番地 26	1 棟
		弥栄町木都賀イ 821 番地 27	1 棟
		弥栄町木都賀イ 821 番地 16	1 棟
		弥栄町木都賀イ 631 番地 3	1 棟
5	施行期日等	平成 30 年 4 月 1 日	
6	備考	用途廃止後の施設は、入居者に無償で払下げを行います。	